〇柏市環境保全条例
平成13年9月28日
条例第32号

目次
第1章　総則(第1条―第5条)
第2章　環境の保全に関する施策(第6条―第21条)
第3章　環境の保全に関する規制等
第1節　事前協議(第22条)
第2節　大気の保全に関する規制等(第23条―第36条)
第2節の2　水質の保全に関する規制等(第36条の2―第36条の14)
第3節　地質の保全に関する規制等(第37条―第43条)
第4節　騒音及び振動に関する規制等
第1款　特定施設及び特定作業に関する規制(第44条―第55条)
第2款　特定建設作業に関する規制(第56条―第60条)
第3款　その他の規制等(第61条―第65条)
第5節　悪臭の防止に関する規制(第66条―第79条)
第6節　自動車交通公害の防止に関する措置(第80条―第83条)
第7節　地球環境保全に関する措置(第84条―第86条)
第8節　環境の保全に関する協定(第87条)
第4章　雑則(第88条―第93条)
第5章　罰則(第94条・第95条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は，柏市環境基本条例(平成13年柏市条例第31号。以下「基本条例」という。)に定める基本理念にのっとり，環境の保全を図るため，本市，市民及び事業者の責務を明らかにするとともに，本市の施策を定めてこれを推進し，及び公害の防止のための規制その他の措置を講じることにより，環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し，もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　環境の保全　基本条例第2条第1号に規定する環境の保全をいう。
(2)　自然環境　基本条例第2条第3号に規定する自然環境をいう。
(3)　生活環境　基本条例第2条第4号に規定する生活環境をいう。
(4)　地球環境保全　基本条例第2条第5号に規定する地球環境保全をいう。
(5)　環境への負荷　基本条例第2条第6号に規定する環境への負荷をいう。
(6)　公害　基本条例第2条第7号に規定する公害をいう。

(本市の責務)

第3条　本市は，環境の保全に関する施策を策定し，実施するものとする。

(市民の責務)

第4条　市民は，環境の保全のため，その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
2　市民は，本市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，公害を防止し，環境への負荷の低減に努め，及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じるとともに，本市が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。
2　事業者は，法令又は他の条例に基づく規制の基準に違反しないことを理由として，公害の防止のための努力を怠ってはならない。

第2章　環境の保全に関する施策

(規制等の措置に係る施策)
第6条　本市は，環境の保全のために必要な規制等の措置を講じるものとする。

(大気の保全に係る施策)
第7条　本市は，物の燃焼その他ばい煙(大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第1項に規定するばい煙をいう。以下同じ。)又は粉じん(同法第2条第7項に規定する粉じんをいう。以下同じ。)等の排出による大気の汚染の防止に必要な措置を講じるものとする。
2　本市は，エネルギーの合理的な使用に関する知識の普及及び啓発その他大気を保全するために必要な措置を講じるものとする。
(平17条例74・平29条例28・一部改正)

(水質の保全に係る施策)
第8条　本市は，生活排水その他の排水による公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第1項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。)の水質の汚濁の防止に関する知識の普及及び啓発その他公共用水域の水質を保全するために必要な措置を講じるものとする。

(地質の保全に係る施策)
第9条　本市は，地盤の沈下，地下水位の著しい低下並びに土壌及び地下水の汚染の防止並びに地下水のかん養の促進に関する知識の普及及び啓発その他地質を保全するために必要な措置を講じるものとする。

(騒音，振動及び悪臭の防止に係る施策)
第10条　本市は，騒音，振動及び悪臭の防止に関する知識の普及及び啓発その他騒音，振動及び悪臭を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(廃棄物の適正な処理に係る施策)
第11条　本市は，千葉県，市民，事業者及び関係機関と連携して，廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)の減量化及び再資源化に関する知識の普及及び啓発その他廃棄物の減量化及び再資源化を促進するために必要な措置を講じるものとする。

(ダイオキシン類に係る施策)
第12条　本市は，市民の健康を保護するとともに，生活環境を保全するため，市内で発生するダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するダイオキシン類をいう。)の発生の抑制に関する知識の普及及び啓発その他ダイオキシン類の発生を抑制するために必要な措置を講じるものとする。

(化学物質の適正な管理に係る施策)
第13条　本市は，人の健康又は生活環境への影響を生じるおそれがある化学物質(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質をいう。以下同じ。)を取り扱う者に対し，その排出の抑制及び適正な管理に係る対策を進めるとともに，化学物質の適正な管理に関する知識の普及及び啓発その他ダイオキシン類の発生を抑制するために必要な措置を講じるものとする。

(自動車交通公害の防止に係る施策)
第14条　本市は，千葉県，市民，事業者及び関係機関と連携して，環境への負荷がより少ない自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。)への転換の促進，自動車の合理的な使用の促進，道路環境の改善その他自動車の使用に伴う公害を防止するために必要な措置を講じるものとする。

(地球環境保全に係る施策)
第15条　本市は，地球全体の温暖化，オゾン層の破壊の進行等に関する知識の普及及び啓発並びに資源及びエネルギーの消費の抑制及び循環的な利用の促進その他地球環境保全のために必要な措置を講じるものとする。

(施設整備及び事業の推進)
第16条　本市は，環境の保全に資する公共施設の整備及び事業を推進するよう努めるものとする。

(地域開発等における環境保全への配慮)
第17条　本市は，土地の利用計画等地域の開発及び整備に関する施策の策定並びに実施に当たっては，環境の保全に配慮するものとする。

(他の地方公共団体との協力)
第18条　市長は，他の地方公共団体に対して協力を求め，公害の発生の原因，状況等に関する監視，調査及び研究等を協同して行うよう努めるとともに，他の地方公共団体から当該監視，調査及び研究等に関し協力の求めがあった場合は，これに応じるものとする。
2　市長は，公害を防止するために必要があると認めるときは，千葉県知事に対し，必要な措置を講じるよう要請するものとする。

(監視，測定等の体制の整備)
第19条　本市は，環境の状況を把握し，環境の保全に関する施策を適正に実施するため，監視，測定，試験及び検査の体制を整備し，必要な調査等を実施するものとする。

(事業者等に対する援助措置)
第20条　本市は，事業者が行う公害の防止のための施設の設置又は改善等に必要な資金のあっせん，利子補給，技術的な助言その他の援助措置を講じるよう努めるものとする。
2　本市は，前項に規定する援助措置を講じるに当たっては，中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)に対して特別に配慮するものとする。
3　本市は，市民が行う環境への影響を低減する活動に対して必要な援助措置を講じるよう努めるものとする。

(環境の状況等の公表)
第21条　市長は，毎年度，当該年度の前年度の環境の状況及び公害の防止その他環境の保全に関し講じた措置の概要を公表するものとする。

第3章　環境の保全に関する規制等
第1節　事前協議
(事前協議)
第22条　公害を発生する施設として規則で定める施設を設置しようとする者又は当該施設の構造，使用の方法若しくは公害の防止の方法を変更しようとする者は，市長と協議しなければならない。
2　市長は，前項の規定により協議するときは，公害の防止に関し必要な指導及び助言をすることができる。

第2節　大気の保全に関する規制等
(定義)
第23条　この節において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　特定施設　工場又は事業場(以下「工場等」という。)に設置される施設であってばい煙又は粉じん(以下「ばい煙等」という。)を発生し，及び排出し，又は飛散させるもの(大気汚染防止法第2条第2項に規定するばい煙発生施設並びに同条第9項に規定する一般粉じん発生施設及び同条第10項に規定する特定粉じん発生施設を除く。)のうち，当該施設から排出され，又は飛散するばい煙等が大気の汚染の原因となるものであって規則で定めるものをいう。
(2)　特定作業　ばい煙等を発生し，及び排出し，又は飛散させる作業のうち，業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。
(平17条例74・平29条例28・一部改正)

(規制基準)
第24条　市長は，大気の汚染を防止するために必要な基準(以下この節において「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。
2　規制基準は，特定施設を設置する工場等又は特定作業を実施する作業場において発生し，排出口から大気中に排出されるばい煙等の濃度及び量(以下「濃度等」という。)の許容限度とする。
3　市長は，規制基準を定めようとするときは，基本条例に基づき設置する柏市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(特定施設の設置の届出)
第25条　特定施設を設置しようとする者は，当該特定施設の設置の日の60日前までに，次に掲げる事項を

記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　特定施設の種類
(4)　特定施設の構造
(5)　特定施設の使用の方法
(6)　ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)
第 26 条　特定作業を実施しようとする者は，当該特定作業の実施の日の 60 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定作業を実施する場所，期間及び時間
(3)　特定作業の目的に係る施設
(4)　ばい煙等の処理又は飛散の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定作業を実施する場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)
第 27 条　一の施設が特定施設となった際現に当該施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に当該作業を実施している者(その目的に係る施設の設置の工事を実施している者を含む。)は，当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に，それぞれ第 25 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第 25 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について，前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出についてそれぞれ準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)
第 28 条　第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第 25 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで又は第 26 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは，当該変更の日の 60 日前までに，その旨を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第 25 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について，第 26 条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出についてそれぞれ準用する。

(計画変更勧告等)
第 29 条　市長は，第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において，当該届出に係る特定施設又は特定作業(以下この節において「特定施設等」という。)に係るばい煙等の濃度等が規制基準に適合しないときは，当該届出があった日から 60 日以内に限り，当該届出をした者に対し，当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設等のばい煙等の処理若しくは飛散の防止の方法に関する計画の変更又は当該計画の廃止を勧告するものとする。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，期限を定めて，同項に規定する計画の変更又は廃止を命じることができる。
3　第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)
第 30 条　第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出をした日から 60 日を経過した後でなければ，当該届出に係る特定施設を設置し，特定作業を実施し，又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設等のばい煙等の処理若しくは飛散の防止の方法を変更してはならない。
2　市長は，第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 28 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当で

あると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）
第 31 条　第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第 25 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 26 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設等の廃止をしたときは，当該変更又は廃止の日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）
第 32 条　第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした者について相続，合併又は分割（当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設等の目的に係る施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前 2 項の規定により，第 25 条第 1 項，第 26 条第 1 項又は第 27 条第 1 項の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

（規制基準の遵守義務）
第 33 条　特定施設を設置する者及び特定作業を実施する者は，規制基準を遵守しなければならない。

（改善勧告及び改善命令等）
第 34 条　市長は，特定施設等に係るばい煙等の濃度等が規制基準に適合しないことにより，人の健康又は当該特定施設の設置に係る工場等若しくは当該特定作業の実施に係る作業場の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を実施している者に対し，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定施設等のばい煙等の処理若しくは飛散の防止の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設等のばい煙等の処理若しくは飛散の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用若しくは当該特定作業の実施の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
3　第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（事故時における措置）
第 35 条　事業者は，その事業活動に伴う工場等に設置される施設の破損その他の事故が発生し，ばい煙等が大気中に排出され，又は飛散したことにより，人の健康又は当該工場等の周辺の生活環境が著しく損なわれるおそれがあるときは，直ちに当該事故について応急の措置を講じ，かつ，当該事故を速やかに復旧するよう努めるとともに，当該事故の状況及び当該事故について講じた応急の措置の概要を市長に届け出なければならない。
2　前項の規定による届出をした事業者は，当該事故を復旧したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
3　市長は，事業者が第 1 項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは，当該事業者に対し，同項に規定する応急の措置を講じるよう命じることができる。

（ばい煙等の測定）
第 36 条　特定施設を設置している者のうち規則で定めるものは，当該特定施設の排出口から大気中に排出されるばい煙等の濃度等を測定し，その結果を記録しなければならない。

第 2 節の 2　水質の保全に関する規制等
（平 19 条例 61・追加）

（定義）
第 36 条の 2　この節において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　特定施設　次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設（水質汚濁防止法第 2 条第 2 項に

規定する特定施設及び同条第 3 項に規定する指定地域特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和 59 年法律第 61 号)第 14 条の規定により指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を除く。)で規則で定めるものをいう。
ア　カドミウムその他の人の健康に係る被害を生じるおそれがある物質として規則で定める物質(以下この節において「有害物質」という。)を含むこと。
イ　化学的酸素要求量その他の水の汚染状態(熱によるものを含み，有害物質によるものを除く。)を示す項目として規則で定める項目に関し，生活環境に係る被害を生じるおそれがある程度のものであること。
(2)　排出水　特定施設を設置する工場等(以下この節において「特定事業場」という。)から公共用水域に排出される水をいう。
(3)　汚水等　特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。
(平 19 条例 61・追加)

(排水基準)
第 36 条の 3　市長は，公共用水域の水質の汚濁を防止するために必要な基準(以下この節において「排水基準」という。)を規則で定めるものとする。
2　排水基準は，有害物質による汚染状態にあっては排出水に含まれる有害物質の量について有害物質の種類ごとに定める許容限度とし，その他の汚染状態にあっては前条第 1 号イに規定する項目について項目ごとに定める許容限度とする。
3　市長は，排水基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。
(平 19 条例 61・追加)

(特定施設の設置の届出)
第 36 条の 4　工場等から公共用水域に水を排出する者は，特定施設を設置しようとするときは，当該特定施設の設置の日の 60 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　特定施設の種類
(4)　特定施設の構造
(5)　特定施設の使用の方法
(6)　汚水等の処理の方法
(7)　排出水の汚染状態及び量
(8)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。
(平 19 条例 61・追加)

(経過措置)
第 36 条の 5　一の施設が特定施設となった際現に当該施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)であって排出水を排出するものは，当該施設が特定施設となった日から 30 日以内に，前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　前条第 2 項の規定は，前項の規定による届出について準用する。
(平 19 条例 61・追加)

(特定施設の構造等の変更の届出)
第 36 条の 6　第 36 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第 36 条の 4 第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは，当該変更の日の 60 日前までに，その旨を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第 36 条の 4 第 2 項の規定は，前項の規定による変更の届出について準用する。
(平 19 条例 61・追加)

(計画変更勧告等)
第 36 条の 7　市長は，第 36 条の 4 第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において，排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下この節において同じ。)において当該排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは，当該届出があった日から 60 日以内に限り，当該届出をした者に対し，当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関す

る計画の変更(同項の規定による届出に係る計画の廃止を含む。次項において「構造等の計画の変更」という。)又は第36条の4第1項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止(次項において「設置の計画の廃止」という。)を勧告するものとする。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項に規定する期間に限り，構造等の計画の変更又は設置の計画の廃止を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(平19条例61・追加)

(実施の制限)
第36条の8　第36条の4第1項又は第36条の6第1項の規定による届出をした者は，当該届出をした日から60日を経過した後でなければ，当該届出に係る特定施設を設置し，又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。
2　市長は，第36条の4第1項又は第36条の6第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。
(平19条例61・追加)

(氏名の変更等の届出)
第36条の9　第36条の4第1項又は第36条の5第1項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第36条の4第1項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設の廃止をしたときは，当該変更又は廃止の日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。
(平19条例61・追加)

(承継)
第36条の10　第36条の4第1項又は第36条の5第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第36条の4第1項又は第36条の5第1項の規定による届出をした者について相続，合併又は分割(当該届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により第36条の4第1項又は第36条の5第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。
(平19条例61・追加)

(排出水の排出の制限)
第36条の11　排出水を排出する者は，その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはならない。
2　前項の規定は，一の施設が特定施設となった際現に当該施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)の当該施設を設置している工場等から排出される水については，当該施設が特定施設となった日から6月間は，適用しない。ただし，当該施設が特定施設となった際既に当該工場等が特定事業場であるときは，この限りでない。
(平19条例61・追加)

(改善勧告及び改善命令等)
第36条の12　市長は，排出水を排出する者が，その汚染状態が当該特定事業場の排水口において排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは，その者に対し，期限を定めて，特定施設の構造若しくは使用の方法又は汚水等の処理の方法の改善を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
(平19条例61・追加)

(事故時における措置)
第36条の13　事業者は，その事業活動に伴う工場等に設置される施設の破損その他の事故が発生し，有害物質又は油(水質汚濁防止法第2条第5項に規定する油をいう。)を含む水が公共用水域に排出されたことに

より，人の健康又は当該工場等の周辺の生活環境が著しく損なわれるおそれがあるときは，直ちに当該事故について応急の措置を講じ，かつ，当該事故を速やかに復旧するよう努めるとともに当該事故の状況及び当該事故について講じた措置の概要を市長に届け出なければならない。
2　前項の規定による届出をした事業者は，当該事故を復旧したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
3　市長は，事業者が第1項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは，当該事業者に対し，同項に規定する応急の措置を講じるよう命じることができる。
(平19条例61・追加，平23条例10・一部改正)

(排出水の汚染状態の測定等)
第36条の14　排出水を排出する者は，規則で定めるところにより，当該排出水の汚染状態を測定し，その結果を記録しなければならない。
(平19条例61・追加)

第3節　地質の保全に関する規制等
(定義)
第37条　この節において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　特定施設　工業，農業その他の事業の用に供する施設のうち，動力を用いて地下水を採取するための施設であって揚水機の吐出口の断面積(当該吐出口が2以上ある場合は，それぞれの断面積を合計した面積)が6平方センチメートルを超えるもの(温泉法(昭和23年法律第125号)，工業用水法(昭和31年法律第146号)，建築物用地下水の採取の規制に関する法律(昭和37年法律第100号)及び千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)に基づく規制を受ける施設その他消火の用のみに供する施設及び特定の作業その他臨時的な用に供する施設であって市長が認めるものを除く。)
(2)　特定物質　化学物質のうち，土壌の汚染を生じるおそれのある物質として規則で定める物質をいう。

(特定施設の設置の届出)
第38条　特定施設を設置しようとする者は，当該特定施設の設置の日の60日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　特定施設の構造
(4)　特定施設の使用の方法
(5)　揚水量の測定の方法
(6)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(氏名の変更等の届出)
第39条　前条第1項の規定による届出をした者は，当該届出に係る同項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設の廃止をしたときは，当該変更又は廃止の日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)
第40条　第38条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第38条第1項の規定による届出をした者について相続，合併又は分割(当該届出に係る特定施設を承継させるものに限る。)があったときは，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により，第38条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

(揚水量の測定)
第41条　特定施設を設置している者は，当該特定施設の揚水量を測定し，その結果を記録しなければならない。

(地下水のかん養)

第 42 条　市民及び事業者は，地下水のかん養を図るため，雨水の有効的な利用に努めるとともに，敷地内の舗装又は雨水を処理するための施設の設置をする場合にあっては雨水が地下に浸透しやすい素材を使用し，又は構造とする等雨水の地下への浸透の促進に努めなければならない。

(汚染状態の調査)
第 43 条　工場等において特定物質(特定物質を含む物質を含む。以下同じ。)の製造，使用又は保管(以下「製造等」という。)をしている事業者のうち規則で定める者は，当該特定物質による土壌の汚染を防止するため，当該工場等の敷地内の土壌の汚染状態を調査し，その結果を記録しておかなければならない。

第 4 節　騒音及び振動に関する規制等
第 1 款　特定施設及び特定作業に関する規制
(定義)
第 44 条　この款において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　特定施設　工場等に設置される施設及び機械のうち，著しい騒音又は振動(以下「騒音等」という。以下同じ。)を発生する施設又は機械であって規則で定めるものをいう。
(2)　特定作業　著しい騒音等を発生する作業のうち，業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)
第 45 条　市長は，特定施設及び特定作業に係る騒音等の発生を防止するために必要な基準(以下この款において「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。
2　規制基準は，特定施設を設置する工場等又は特定作業を実施する作業場において発生する騒音等の大きさの許容限度とする。
3　市長は，規制基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(特定施設の設置の届出)
第 46 条　特定施設を設置しようとする者は，当該特定施設の設置の日の 30 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　特定施設の種類及び当該種類ごとの数
(4)　特定施設の構造
(5)　特定施設の使用の方法
(6)　騒音等の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)
第 47 条　特定作業を実施しようとする者は，当該特定作業の実施の日の 30 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定作業を実施する場所，期間及び時間
(3)　特定作業の目的に係る施設
(4)　騒音等の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定作業を実施する場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)
第 48 条　一の施設が特定施設となった際現に当該施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に当該作業を実施している者(その目的に係る施設の設置の工事を実施している者を含む。)は，当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に，それぞれ第 46 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。

2　第46条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について，前条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出についてそれぞれ準用する。

（特定施設の構造等の変更の届出）
第49条　第46条第1項，第47条第1項又は前条第1項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第46条第1項第3号から第7号まで又は第47条第1項第2号から第5号までに掲げる事項の変更をしようとするときは，当該変更の日の30日前までに，その旨を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第46条第2項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について，第47条第2項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出についてそれぞれ準用する。

（計画変更勧告等）
第50条　市長は，第46条第1項，第47条第1項又は前条第1項の規定による届出があった場合において，当該届出に係る特定施設又は特定作業（以下この款において「特定施設等」という。）に係る騒音等が規制基準に適合しないときは，当該届出があった日から30日以内に限り，当該届出をした者に対し，当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設等の騒音等の防止の方法に関する計画の変更又は当該計画の廃止を勧告するものとする。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，期限を定めて，同項に規定する計画の変更又は廃止を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（実施の制限）
第51条　第46条第1項，第47条第1項又は第49条第1項の規定による届出をした者は，当該届出をした日から30日を経過した後でなければ，当該届出に係る特定施設を設置し，特定作業を実施し，又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設等の騒音等の防止の方法を変更してはならない。
2　市長は，第46条第1項，第47条第1項又は第49条第1項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。

（氏名の変更等の届出）
第52条　第46条第1項，第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第46条第1項第1号若しくは第2号若しくは第47条第1項第1号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設等の廃止をしたときは，当該変更又は廃止の日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

（承継）
第53条　第46条第1項，第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設等に係る当該届出をした者の地位を承継する。
2　第46条第1項，第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出をした者について相続，合併又は分割（当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を承継させるものに限る。）があったときは，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設等の目的に係る施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により，第46条第1項，第47条第1項又は第48条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

（規制基準の遵守義務）
第54条　特定施設を設置する者及び特定作業を実施する者は，規制基準を遵守しなければならない。

（改善勧告及び改善命令等）
第55条　市長は，特定施設等に係る騒音等が規制基準に適合しないことにより，人の健康又は当該特定施設の設置に係る工場等若しくは当該特定作業の実施に係る作業場の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を実施している者に対し，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定施設等の騒音等の防止の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必

要な限度において，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設等の騒音等の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用若しくは当該特定作業の実施の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第2款　特定建設作業に関する規制
(定義)
第56条　この款において「特定建設作業」とは，建設工事として行われる作業のうち，著しい騒音等を発生する作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)
第57条　市長は，特定建設作業に係る騒音等の発生を防止するために必要な基準(以下この款において「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。
2　規制基準は，特定建設作業を実施する作業場において発生する騒音等の大きさの許容限度とする。
3　市長は，規制基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(特定建設作業の実施の届出)
第58条　特定建設作業を実施しようとする者は，当該特定建設作業の実施の日の7日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。ただし，災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合は，この限りでない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定建設作業の目的に係る施設
(3)　特定建設作業を実施する場所，期間及び時間
(4)　特定建設作業の種類
(5)　騒音等の防止の方法
(6)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定建設作業を実施する場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(規制基準の遵守義務)
第59条　特定建設作業を実施する者は，規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令等)
第60条　市長は，特定建設作業に係る騒音等が規制基準に適合しないことにより，人の健康又は当該特定作業の実施に係る作業場の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該特定建設作業を実施している者に対し，期限を定めて，当該特定建設作業の騒音等の防止の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，当該特定建設作業の騒音等の防止の方法の改善又は実施の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第3款　その他の規制等
(拡声機の使用の規制)
第61条　拡声機を使用する者は，使用の方法及び時間，音量その他の事項について規則で定める基準(以下「使用基準」という。)を遵守しなければならない。
2　前項の規定は，規則で定める場合については，適用しない。
3　市長は，使用基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(拡声機の使用に係る警告及び改善命令等)
第62条　市長は，拡声機の使用が使用基準に適合しないことにより，人の健康又は当該拡声機の使用に係る場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該拡声機を使用している者に対し，必要

な警告を発し，又はその事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，当該拡声機の使用の方法の改善若しくは使用の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
2　前項の規定による警告又は命令を受けた者は，当該警告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(飲食店営業等に係る騒音の規制)
第 63 条　飲食店営業その他規則で定める営業(以下「飲食店営業等」という。)を行う者は，深夜(午後 11 時から翌日の午前 6 時までの間をいう。以下同じ。)においては，カラオケ装置その他規則で定める音響機器等(以下「カラオケ装置等」という。)から発生する音の大きさの許容限度について規則で定める基準(以下この款において「規制基準」という。)を遵守しなければならない。
2　市長は，規制基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(飲食店営業等の騒音に係る改善勧告及び改善命令等)
第 64 条　市長は，飲食店営業等に係る深夜における騒音が規制基準に適合しないことにより，人の健康又は当該飲食店営業等に係る場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該飲食店営業等を行う者に対し，期限を定めて，当該飲食店営業等に係る騒音の防止の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，当該飲食店営業等に係る騒音の防止の方法の改善又はカラオケ装置等の使用の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
3　第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(飲食店営業等に係る利用者の責務)
第 65 条　深夜に飲食店営業等を行う場所を利用する者は，みだりにその付近の静穏を害する行為をしてはならない。

第 5 節　悪臭の防止に関する規制
(定義)
第 66 条　この節において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　特定施設　工場等に設置される施設のうち，著しい悪臭を発生し，及び排出し，又は飛散させる施設であって規則で定めるものをいう。
(2)　特定作業　著しい悪臭を発生し，及び排出し，又は飛散させる作業のうち，業として行われる作業であって規則で定めるものをいう。

(規制基準)
第 67 条　市長は，悪臭の発生を防止するために必要な基準(以下この節において「規制基準」という。)を規則で定めるものとする。
2　規制基準は，特定施設を設置する工場等又は特定作業を実施する作業場において発生し，及び排出され，又は飛散する悪臭の許容限度とする。
3　市長は，規制基準を定めようとするときは，審議会の意見を聴くものとする。これを変更し，又は廃止しようとするときも，同様とする。

(特定施設の設置の届出)
第 68 条　特定施設を設置しようとする者は，当該特定施設の設置の日の 60 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定施設の設置に係る工場等の名称及び所在地
(3)　特定施設の種類
(4)　特定施設の構造
(5)　特定施設の使用の方法
(6)　悪臭の防止の方法
(7)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定施設の配置図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(特定作業の実施の届出)
第 69 条　特定作業を実施しようとする者は，当該特定作業の実施の日の 60 日前までに，次に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
(1)　氏名及び住所(法人にあっては，その名称，主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
(2)　特定作業を実施する場所，期間及び時間
(3)　特定作業の目的に係る施設
(4)　悪臭の防止の方法
(5)　その他規則で定める事項
2　前項に規定する届出書には，当該特定作業を実施する場所の付近の見取図その他規則で定める書類及び図面を添付しなければならない。

(経過措置)
第 70 条　一の施設が特定施設となった際現に当該施設を設置している者(その設置の工事をしている者を含む。)又は一の作業が特定作業となった際現に当該作業を実施している者(その目的に係る施設の設置の工事を実施している者を含む。)は，当該施設が特定施設となった日又は当該作業が特定作業となった日から 30 日以内に，それぞれ第 68 条第 1 項各号又は前条第 1 項各号に掲げる事項を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第 68 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る届出について，前条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る届出についてそれぞれ準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)
第 71 条　第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第 68 条第 1 項第 4 号から第 7 号まで又は第 69 条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の変更をしようとするときは，当該変更の日の 60 日前までに，その旨を記載した届出書により，市長に届け出なければならない。
2　第 68 条第 2 項の規定は前項の規定による特定施設に係る変更の届出について，第 69 条第 2 項の規定は前項の規定による特定作業に係る変更の届出についてそれぞれ準用する。

(計画変更勧告等)
第 72 条　市長は，第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は前条第 1 項の規定による届出があった場合において，当該届出に係る特定施設又は特定作業(以下この節において「特定施設等」という。)に係る悪臭が規制基準に適合しないときは，当該届出があった日から 60 日以内に限り，当該届出をした者に対し，当該届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法又は特定施設等の悪臭の防止の方法に関する計画の変更又は当該計画の廃止を勧告するものとする。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，期限を定めて，同項に規定する計画の変更又は廃止を命じることができる。
3　第 1 項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(実施の制限)
第 73 条　第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は第 71 条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出をした日から 60 日を経過した後でなければ，当該届出に係る特定施設を設置し，特定作業を実施し，又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設等の悪臭の防止の方法を変更してはならない。
2　市長は，第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は第 71 条第 1 項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは，前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)
第 74 条　第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の規定による届出をした者は，当該届出に係る第 68 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号若しくは第 69 条第 1 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき又は当該届出に係る特定施設等の廃止をしたときは，当該変更又は廃止の日から 30 日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

(承継)
第 75 条　第 68 条第 1 項，第 69 条第 1 項又は第 70 条第 1 項の規定による届出をした者から当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を譲り受け，又は借り受けた者は，当該特定施設等に係る当該届出をした者の

地位を承継する。
2　第68条第1項，第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者について相続，合併又は分割(当該届出に係る特定施設等の目的に係る施設を承継させるものに限る。)があったときは，相続人，合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設等の目的に係る施設を承継した法人は，当該届出をした者の地位を承継する。
3　前2項の規定により，第68条第1項，第69条第1項又は第70条第1項の規定による届出をした者の地位を承継した者は，その承継があった日から30日以内に，その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守義務)
第76条　特定施設を設置する者及び特定作業を実施する者は，規制基準を遵守しなければならない。

(改善勧告及び改善命令等)
第77条　市長は，特定施設等に係る悪臭が規制基準に適合しないことにより，人の健康又は当該特定施設の設置に係る工場等若しくは当該特定作業の実施に係る作業場の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該特定施設を設置している者又は当該特定作業を実施している者に対し，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法又は当該特定施設等の悪臭の防止の方法の改善その他必要な措置を勧告することができる。
2　市長は，前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは，同項の事態を除去するために必要な限度において，期限を定めて，当該特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該特定施設等の悪臭の防止の方法の改善又は当該特定施設の使用若しくは当該特定作業の実施の一時停止その他必要な措置を命じることができる。
3　第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令を受けた者は，当該勧告又は命令に基づく措置を完了したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(事故時における措置)
第78条　事業者は，その事業活動に伴う工場等に設置される施設の破損その他の事故が発生し，悪臭が排出され，又は飛散したことにより，人の健康又は当該工場等の周辺の生活環境が著しく損なわれるおそれがあるときは，直ちに当該事故について応急の措置を講じ，かつ，当該事故を速やかに復旧するよう努めるとともに，当該事故の状況及び当該事故について講じた応急の措置の概要を市長に届け出なければならない。
2　前項の規定による届出をした事業者は，当該事故を復旧したときは，速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
3　市長は，事業者が第1項に規定する応急の措置を講じていないと認めるときは，当該事業者に対し，同項に規定する応急の措置を講じるよう命じることができる。

(屋外における燃焼行為の禁止)
第79条　何人も，ゴム，硫黄，ピッチ，皮革，合成樹脂その他の燃焼の際著しく悪臭又はばい煙を発生するおそれのある物質(以下「有害燃焼物」という。)を屋外においてみだりに燃焼させてはならない。ただし，焼却炉の使用等その周辺の生活環境の保全に配慮した方法により燃焼させるときは，この限りでない。

第6節　自動車交通公害の防止に関する措置
(定義)
第80条　この節において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　自動車等　自動車又は原動機付自転車(道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。)をいう。
(2)　自動車排出ガス　大気汚染防止法第2条第17項に規定する自動車排出ガスをいう。
(3)　アイドリング・ストップ　自動車を停車し，又は駐車した時に，当該自動車の原動機の不必要な稼働をしないことをいう。
(平17条例74・平29条例28・令3条例2・一部改正)

(自動車等の使用者等の責務)
第81条　自動車等を使用する者は，当該自動車等から発生する自動車排出ガス及び騒音等の低減を図るため，当該自動車等の合理的な使用，必要な整備及び適正な運転に努めなければならない。
2　自動車等の製造，販売又は整備を業とする者は，自動車等から発生する自動車排出ガス及び騒音等の低減に関し本市が実施する施策に協力しなければならない。

(低公害車等の使用等の促進)

第 82 条　自動車を購入し，又は使用しようとする者は，低公害車(自動車排出ガスが発生しない自動車又はその発生量が相当程度少ない自動車であって，規則で定めるものをいう。)若しくは自動車排出ガスの発生量がより少ない自動車を購入し，又は使用するよう努めなければならない。

(アイドリング・ストップの促進)
第 83 条　自動車を使用する者は，適時，アイドリング・ストップを励行するよう努めなければならない。
2　駐車場，自動車ターミナルその他の自動車が出入りする場所を管理する者は，当該場所に出入りする自動車を使用する者に対し，アイドリング・ストップの実行について指導するよう努めなければならない。

第 7 節　地球環境保全に関する措置
(地球温暖化等の防止施策の推進)
第 84 条　市民及び事業者は，その日常生活又は事業活動において，地球全体の温暖化の原因となる二酸化炭素，メタン等の物質及びオゾン層の破壊の原因となるフロン類並びに酸性雨の原因となる硫黄酸化物及び窒素酸化物の大気中への排出を抑制するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(環境への負荷の少ない燃料の使用)
第 85 条　市民及び事業者は，その日常生活又は事業活動において，環境への負荷の少ない燃料を使用するよう努めなければならない。

(資源及びエネルギーの節約)
第 86 条　市民及び事業者は，その日常生活又は事業活動において，エネルギーの使用の節約，未利用エネルギーの活用等エネルギーの合理的な使用に努めなければならない。

第 8 節　環境の保全に関する協定
(環境の保全に関する協定)
第 87 条　市長は，この条例に基づく規制によるもののほか，環境の保全を推進するために必要と認めるときは，事業者等との間に環境の保全に関する協定を締結することができる。
2　前項に規定する協定には，次に掲げる事項のうち，市長が必要と認めるものについて定めるものとする。
(1)　原燃料に関する事項
(2)　ばい煙等，汚水，廃液，騒音等，悪臭，化学物質等に関する事項
(3)　廃棄物に関する事項
(4)　防災及び保安に関する事項
(5)　緊急時の措置に関する事項
(6)　事故発生時の措置に関する事項
(7)　報告及び調査に関する事項
(8)　計画変更時の措置に関する事項
(9)　緩衝地帯等の整備に関する事項
(10)　地球環境保全に関する事項
(11)　その他市長が必要と認める事項

第 4 章　雑則
(法令等に定めのない公害に係る改善等の要請)
第 88 条　市長は，法令，千葉県条例及び本市の条例に定めがあるもののほか，事業者が汚染物質等(ばい煙等，汚水，廃液，悪臭，化学物質等をいう。以下同じ。)又は騒音等を発生し，排出し，飛散させ，又は浸透させていることにより，人の健康又は当該汚染物質等若しくは騒音等の発生等に係る場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該汚染物質等又は騒音等の発生等に係る事業者に対し，その事態を除去するために必要な措置を講じるよう求めることができる。

(異常気象等に係る措置の要請)
第 89 条　市長は，濃霧，異常渇水，災害その他の特別の事態に伴い，汚染物質等を発生し，排出し，又は飛散させていることが人の健康又は当該汚染物質等の発生等に係る場所の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは，当該汚染物質等の発生等に係る者に対し，その事態を除去するために必要な措置を講じるよう求めるものとする。

(苦情の処理等)
第 90 条　市長は，公害に関する苦情について，市民の相談に応じ，かつ，適切に処理するものとする。

2　事業者は，その設置する工場等が原因となる公害に関する苦情について，その責任において処理し，かつ，必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（報告の徴収）
第91条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，特定施設（第23条第1号，第36条の2第1号，第37条第1号，第44条第1号及び第66条第1号に規定する特定施設をいう。以下同じ。）を設置する者，特定作業（第23条第2号，第44条第2号及び第66条第2号に規定する特定作業をいう。以下同じ。）を実施する者，特定物質（第37条第2号に規定する特定物質をいう。以下同じ。）の製造等をする者，特定建設作業（第56条に規定する特定建設作業をいう。以下同じ。）を実施する者，拡声機を使用する者，深夜に飲食店営業等を行う者又は有害燃焼物を屋外において燃焼させる者に対し，当該特定施設，特定作業，特定物質の製造等，特定建設作業，拡声機の使用又は飲食店営業等若しくは有害燃焼物の燃焼の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。
（平19条例61・一部改正）

（立入検査）
第92条　市長は，この条例の施行に必要な限度において，当該職員に，特定施設を設置する者に係る工場等，特定作業を実施する者に係る作業場，特定物質の製造等をする者に係る工場等，特定建設作業を実施する者に係る作業場，拡声機を使用する者に係る場所，深夜に飲食店営業等を行う者に係る場所又は有害燃焼物を屋外において燃焼させる者に係る場所に立ち入り，帳簿，書類，特定施設，特定作業の目的に係る施設，特定物質の製造等に係る施設，特定建設作業の目的に係る施設，拡声機，飲食店営業等に係るカラオケ装置等，有害燃焼物その他の物件を検査させることができる。
2　前項の規定により立入検査をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係人に提示しなければならない。
3　第1項の規定による立入検査の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）
第93条　この条例の施行に関し必要な事項は，規則で定める。

第5章　罰則
（罰則）
第94条　第29条第2項，第34条第2項，第36条の7第2項，第36条の12第2項，第50条第2項，第55条第2項，第72条第2項又は第77条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
2　第64条第2項の規定による命令に違反した者は，1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
3　次の各号のいずれかに該当する者は，6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
(1)　第35条第3項，第36条の13第3項又は第78条第3項の規定による命令に違反した者
(2)　第36条の11第1項の規定に違反した者
4　第25条第1項，第28条第1項，第36条の4第1項又は第36条の6第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者は，3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。
5　第60条第2項又は第62条第1項の規定による命令に違反した者は，20万円以下の罰金に処する。
6　次の各号のいずれかに該当する者は，10万円以下の罰金に処する。
(1)　第26条第1項，第27条第1項，第36条の5第1項，第38条第1項，第46条第1項，第47条第1項，第48条第1項，第49条第1項，第58条第1項，第68条第1項，第69条第1項，第70条第1項又は第71条第1項の規定による届出をせず，又は虚偽の届出をした者
(2)　第30条第1項，第36条の8第1項，第51条第1項又は第73条第1項の規定に違反した者
(3)　第36条，第36条の14又は第41条の規定による記録をせず，又は虚偽の記録をした者
(4)　第91条の規定による報告をせず，又は虚偽の報告をした者
(5)　第92条第1項の規定による検査を拒み，妨げ，又は忌避した者
（平19条例61・一部改正）

（両罰規定）
第95条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，前条の違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附　則
（施行期日）

1　この条例は，平成14年4月1日から施行する。
(柏市公害防止条例の廃止)
2　柏市公害防止条例(昭和47年柏市条例第29号)は，廃止する。
(経過措置)
3　前項の規定による廃止前の柏市公害防止条例の規定によりされた命令，手続その他の行為は，それぞれこの条例の相当規定によりされた命令，手続その他の行為とみなす。
4　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。
(沼南町との合併に伴う経過措置)
5　平成17年3月28日(以下「沼南町との合併日」という。)前に沼南町環境条例(平成14年沼南町条例第2号。以下「沼南町条例」という。)の規定によりされた処分，手続その他の行為は，この条例の相当規定によりされた処分，手続その他の行為とみなす。
(平17条例74・追加)
6　沼南町との合併日の前日に沼南町の区域内で第23条第1号に規定する特定施設(以下「ばい煙等特定施設」という。)を設置していた者であって沼南町との合併日以後引き続き当該ばい煙等特定施設を設置しているもの(以下「旧沼南町ばい煙等特定施設設置者」という。)は，平成17年6月30日までに第25条第1項の規定による届出を行わなければならない。
(平17条例74・追加)
7　沼南町との合併日の前日に沼南町の区域内で第23条第2号に規定する特定作業(以下「ばい煙等特定作業」という。)を実施していた者であって沼南町との合併日以後引き続き当該ばい煙等特定作業を実施しているもの(以下「旧沼南町ばい煙等特定作業実施者」という。)は，平成17年6月30日までに第26条第1項の規定による届出を行わなければならない。
(平17条例74・追加)
8　沼南町との合併日の前日における沼南町の区域に相当する区域(以下「旧沼南町の区域」という。)内において沼南町との合併日から平成17年7月30日までの間にばい煙等特定施設を設置しようとする者に係る第25条第1項の規定の適用については，同項中「当該特定施設の設置の日の60日前」とあるのは，「平成17年5月31日」とする。
(平17条例74・追加)
9　旧沼南町の区域内において沼南町との合併日から平成17年7月30日までの間にばい煙等特定作業を実施しようとする者に係る第26条第1項の規定の適用については，同項中「当該特定作業の実施の日の60日前」とあるのは，「平成17年5月31日」とする。
(平17条例74・追加)
10　附則第6項の規定により届出を行った旧沼南町ばい煙等特定施設設置者及び附則第7項の規定により届出を行った旧沼南町ばい煙等特定作業実施者並びに旧沼南町の区域内において沼南町との合併日から平成17年5月31日までの間にばい煙等特定施設を設置した者(以下「旧沼南町区域内ばい煙等特定施設設置者」という。)であって附則第8項の規定により届出を行ったもの及び旧沼南町の区域内において沼南町との合併日から平成17年5月31日までの間にばい煙等特定作業を実施した者(以下「旧沼南町区域内ばい煙等特定作業実施者」という。)であって前項の規定により届出を行ったものについては，第30条の規定は，適用しない。
(平17条例74・追加)
11　沼南町との合併日から平成17年9月30日までの間においては，旧沼南町ばい煙等特定施設設置者及び旧沼南町ばい煙等特定作業実施者については，第33条，第34条及び第36条の規定は，適用しない。
(平17条例74・追加)
12　沼南町との合併日から平成17年5月31日までの間においては，旧沼南町区域内ばい煙等特定施設設置者及び旧沼南町区域内ばい煙等特定作業実施者については，第33条，第34条及び第36条の規定は，適用しない。
(平17条例74・追加)
13　旧沼南町の区域内において沼南町との合併日から平成17年5月31日までの間に第37条第1号に規定する特定施設を設置しようとする者に係る第38条第1項の規定の適用については，同項中「当該特定施設の設置の日の60日前まで」とあるのは，「当該特定施設を設置する前」とする。
(平17条例74・追加)
14　沼南町との合併日前にした沼南町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については，沼南町条例の例による。
(平17条例74・追加)

附　則(平成17年条例第74号)
この条例は，平成17年3月28日から施行する。ただし，第7条第1項，第23条第1号及び第80条第2号の改正規定は，公布の日又は大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成16年法律第56号)の施行の日のい

ずれか遅い日から施行する。

附　則(平成19年条例第61号)
(施行期日)
1　この条例は，平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
2　この条例の施行前に千葉県環境保全条例(平成7年千葉県条例第3号)の規定によりされた処分，手続その他の行為は，改正後の柏市環境保全条例の相当規定によりされた処分，手続その他の行為とみなす。

附　則(平成23年条例第10号)
この条例中第1条の規定は公布の日又は大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平成22年法律第31号)の施行の日のいずれか遅い日から，第2条の規定は公布の日から施行する。

附　則(平成29年条例第28号)
この条例は，平成30年4月1日から施行する。

附　則(令和3年条例第2号)
この条例は，令和3年4月1日から施行する。